

保存版

PTA規約

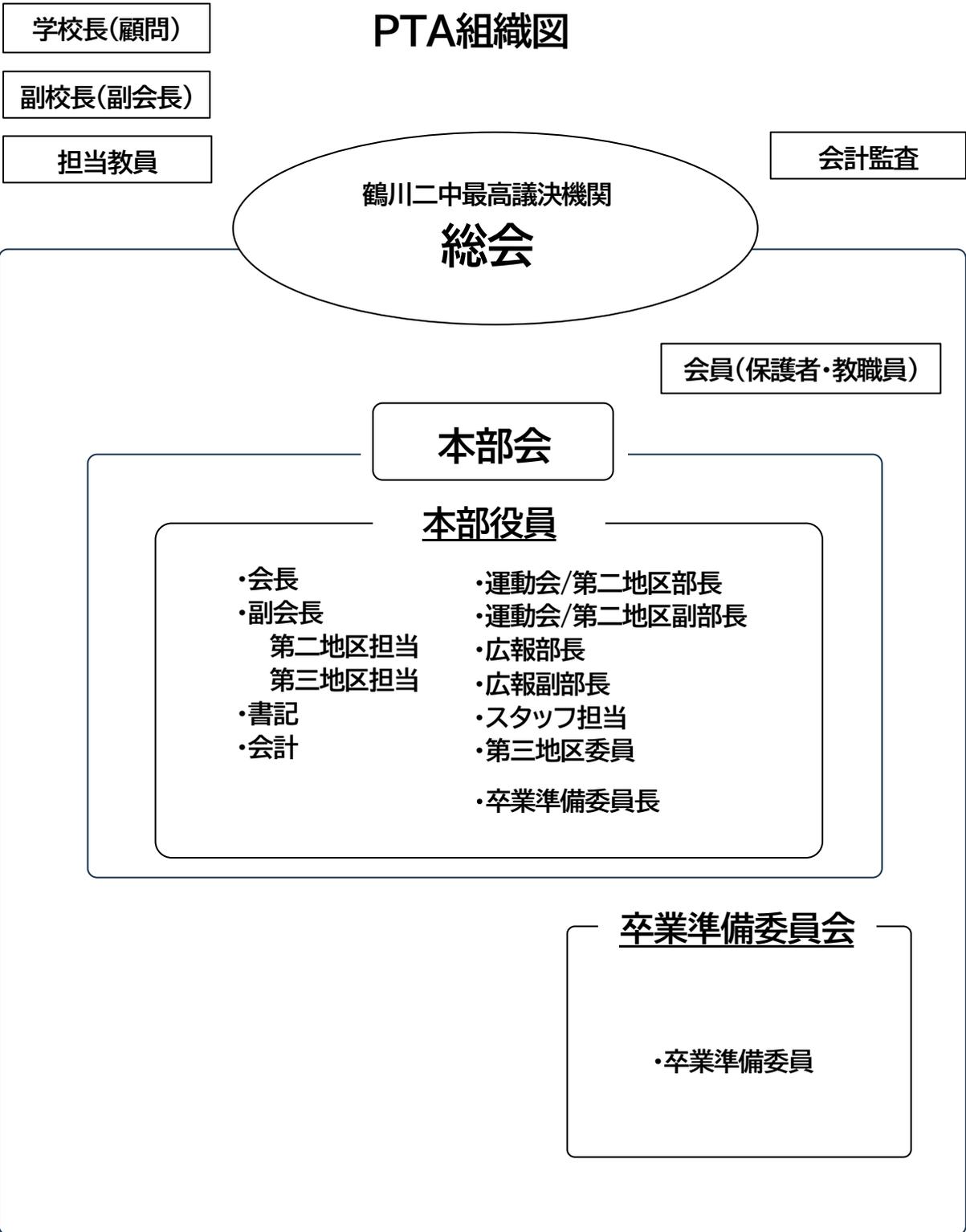
本部役員・クラス委員・卒業準備委員選出に関する細則

個人情報取り扱いに関する細則



町田市立鶴川第二中学校PTA

令和8年3月改定



町田市立鶴川第二中学校PTA規約

1. 名称

鶴川第二中学校PTA(以下、本会とする)と称し事務所を鶴川第二中学校(町田市鶴川6丁目4番地)内に置く。

2. 目的

学校と家庭の連携を密にし、会員の相互理解を深め、本校教育の発展に寄与するとともに、生徒の健全育成に努める。

3. 会員

- (1)本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者(または、これに代わるもの)と本校教職員とする。加入は任意とする。
- (2)本会は、学校長を顧問とし、副校長を副会長とする。委員会には担当教員を置く。
- (3)会員資格を有する者のうち本会への入会を希望する者は、入会申込書の提出をもって入会とする。
- (4)会員は退会届の提出をもって退会とする。ただし、卒業、転出により会員資格を喪失した者は自動的に退会とする。

4. 会計

- (1)本会は協力金により運営する。協力金は、会員および非会員からの寄付とする。
- (2)転入者から申し出のあるときは協力金を受け取る。また、転出者への協力金の返金はしない。
- (3)会計は予算の執行に関する会計事務を行い、本会の財産を管理する。
- (4)会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (5)会計は年度末に決算し監査を受ける。
- (6)監査の結果は総会の承認を得て、会員に報告する。

5. 活 動

(1)総会

- ①総会は、PTA 会員で構成する本会の最高議決機関であり、会長が召集する。
- ②総会は、本部会で企画立案された事項およびその他重要事項について審議する。
- ③総会は、PTA 会員過半数の出席(委任状を含む)または表決書の提出をもって成立する。議案は、出席および表決書提出者の過半数をもって議決する。
- ④全てに回答がない場合は、回答忘れとして全議案を会長に委任したものと取り扱う。
- ⑤一部記載がないものについては反対とみなす。
- ⑥提出期日を過ぎても回答がない場合は、会長へ委任したものとし、取り纏める。
- ⑦表決書及び委任状は PTA 会員のみが表決の対象とする。

(2)本部会

- ①本部会は会長が召集し、本部役員と学校で構成する。
- ②部役員は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、運動会/第二地区部長1名、運動会/第二地区副部長1名、広報部長1名、広報副部長1名、スタッフ担当3名、第三地区委員2名、卒業準備委員長1名とする。選出方法は細則に定める。
- ③本部会は、本会の運営に関する企画、立案および調整を行う。また、議事を審議し、必要に応じて総会にはかる。
- ④会長は本会を代表し、会務を総括する。また、すべての会に出席し、意見を述べることができる。
- ⑤副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその業務を代行する。
- ⑥各役員は定員以上選出も可能とする

⑦定員に満たない場合、本部役員内で補助をする

(3)卒業準備委員会

卒業準備委員会は、3年生の卒業に関する準備を計画し実施する。

(4)学年親睦会

教員、本部役員が学年ごとに集まり、情報交換を行いながら親睦を深める。

6. 関係団体との連携

(1)町田市PTA連合会に加入し、正副会長の2名を理事として送る。

(2)町田市青少年健全育成鶴川第二、第三地区委員会に委員を送る。

(3)四校連絡会(鶴川二小・鶴川三小(2026年度より鶴川中央小)・三輪小・鶴川二中)に出席する。

(4)その他、本会が必要と認めた機関に委員を送る。

7. 慶弔費について

教職員の結婚 5,000円

保護者(または、これに代わるもの)、教職員、生徒の死亡 5,000円

※会長、副会長、のいずれかが参列し、香典返しは受け取らない。

その他必要事項が発生した場合は状況に応じて会長が決定し、事後本部役員に報告する。

8. サークル活動

(1)会員の親睦を目的としたサークルを設置することができる。

(2)活動費は、サークルの会費をこれに充てる。

9. 本部役員の通信費について

本部役員については、下記のとおり通信費が出る。会長 3,000円 その他の役員 1,000円

10. 印刷費について

家庭のプリンタで印刷した場合、原紙のみ下記の印刷代を請求できる。

白黒 20円/枚 カラー 50円/枚

11. 個人情報取り扱いについて

細則に定める。

「鶴二中PTA規約検討の経過」

- ①昭和59年3月 ・検討する。
昭和58年度父母会会長
- ②昭和60年3月 ・さらに検討を加える。
昭和59年度父母会会長
- ③昭和61年3月 ・さらに検討を加える。
昭和60年度父母会会長
- ④昭和63年3月 ・父母会組織図の「父母会だより」を「広報」と変更する。
昭和62年度父母会会長
- ⑤平成4年3月 ・5.活動(2)ア、広報「父母会だより」を「かたかご」と変更する。
平成3年度父母会会長
- ⑥平成8年1月 ・会の名称を「保護者と教職員の会」に変更する。
・上記に伴い、文中の語句を変更する。
平成5・6年度父母会会長
父母会組織検討委員会委員長
平成7年度父母会会長
- ⑦平成14年3月 ・組織図の表記方法と、4.組織および役割(2)役割ケを追記。
・5.活動(2)合同委員会③④、(3)学年委員会、6.会計(3)会計報告の内容を変更する。
平成13年度保護者と教職員の会会長
- ⑧平成15年4月 ・4.組織および役割(1)組織 組織図を変更。
・6.会計(1)(2)(3)の内容変更、及び(4)追記。
・8.慶弔費追記。
・委員、役員の選出方法ア～クを次のように変更。
クラス委員の選出方法(1)と互選会の手順(1)から(6)に分ける。
平成14年度保護者と教職員の会会長
- ⑨平成16年3月 ・4.組織および役割(1)組織図の表記方法を変更。また、「卒業対策委員会」を「卒業準備委員会」と変更し、それに伴い、「卒業対策委員長」「卒業対策委員」をそれぞれ「卒業準備委員長」「卒業準備委員」とする。
上記に伴い、文中および組織図内の語句を変更する。
・クラス委員の選出方法(1)①「各学年各組よりクラス委員を2名」を「1年2年それぞれ各組よりクラス委員を2名および補欠1名を」に変更する。
・互選会の手順(2)「⑬会長が選出されたクラスは、補欠者がクラス委員となり会長はクラス委員の職から離れる。」を追記する。
平成15年度保護者と教職員の会会長
- ⑩平成18年3月 ・4.組織および役割(1)組織図「関係団体」の「鶴川ブロック」を「北ブロック」に変更。
平成17年度保護者と教職員の会会長
- ⑪平成20年3月 ・4.組織および役割(1)組織図「関係団体」の「北ブロック」に「薬師中」を追記。
・9.他校周年行事お祝い金について」を追記。
・クラス委員選出方法(1)②「クラス委員の他に卒業準備委員を1名選出」を「クラス委員・補欠の他に卒業準備委員を1名選出」に変更する。
平成19年度保護者と教職員の会会長
- ⑫平成23年3月 ・4.組織および役割(1)組織図を変更。
・委員・役員の選出方法の変更
・「保護者と教職員の会」から「PTA」に名称変更を検討。
平成22年度保護者と教職員の会会長

- ⑬平成24年4月
- ・第三地区担当の名称を「第三地区委員」に変更し、本部役員とする。
 - ・会の名称は「保護者と教職員の会」と「PTA」を便宜上使い分けることにした。
 - ・委員・役員の選出方法 1. 会長・副会長の選出 選出時に「現会長・副会長が立ち会う」ことを追記。
 - ・委員・役員の選出方法 注意書きに「本部役員経験者が希望して委員を引き受けた場合に、互選会の状況により本部に入る可能性がある」ことを追記。
 - ・くれないんずがサークルの位置づけとなったため、組織図に「サークル」追加、および「10.サークル活動」の条項を追加。
 - ・5.活動(3)「③おやじの会及びコーラス部に協力する」を削除し、「(4)おやじの会の活動に協力する。」の条項を追加。ただし、おやじの会は平成24年より休会。
- 平成23年度保護者と教職員の会会長
- ⑭平成26年4月
- ・4.組織および役割(1)組織図スタッフ担当の人数を「2名」から「3名」に変更。
 - ・委員・役員の選出方法 2. ①クラス委員選出方法「補欠1名」を「補欠2名」に変更。
 - ・3.互選会の手順(2)⑬会長が選出されたクラスは、補欠がクラス委員となり、会長はクラス委員の職から離れる。の「会長」を「本部役員」に変更。本部役員とクラス委員の兼任はしないことにした。
 - ・(3)スタッフ担当の人数「2名」を「3名」に変更。
- 平成25年度保護者と教職員の会会長
- ⑮平成26年10月
- ・会の名称を「保護者と教職員の会」から「鶴二中PTA」に名称変更。それに伴い、文中の語句を変更する。また「申し合わせ事項」から「鶴二中PTA規約」に変更。
 - ・「委員・本部役員の選出方法」を従来の方法から全面的に変更。(別頁「本部役員・クラス委員選出方法」を参照)
- ⑯平成27年4月
- ・4.組織および役割(1)組織図表記を変更。活動休止中の「おやじの会」を組織図から削除。
 - ・4.組織および役割(2)役割の「エ.各学年委員長は、副会長を兼務する。」を変更。副会長の学年委員長兼務を廃止。これにより学年委員長はなくなる。
 - ・2013年から町田市内中学校申し合わせにより、周年行事のお祝金のやり取りを廃止したため、「9.他校周年行事お祝金について」の項目を削除。
 - ・11.本部役員の通信費について、12.印刷費についてを追記。
- 平成26年度鶴二中PTA会長
- ⑰平成31年3月
- ・3.会員(1)に「加入は任意とする」を追記。
- 平成30年度鶴二中PTA会長
- ⑱令和2年3月
- ・1.本部役員の選出方法
 - ②「翌年1月」を「12月」に変更。
 - ③「次年度入学予定の新1年生の保護者は、1月の新入生説明会の時に互選会の説明をした後、アンケートを実施し即日回収をする。本部役員をやってもよい、あるいは互選会に参加したいと希望した保護者には、後日、学校便を利用して互選会詳細の手紙を個々に配布し、互選会に①の立候補者と直接出席してもらう。」以下に変更。「次年度入学予定の新1年生の保護者については、1月の新入生説明会の時に互選会の説明をする。本部役員をやってもよい、あるいは互選会への参加を希望する保護者については、互選会当日に直接参加していただくよう、ご案内する。」
 - ④「3月に互選会を行い、立候補者とくじ引きにより選出された候補者と新一年生の立候補者の方々に集まっていただき、次年度の本部役員を決める。」以下に変更。「互選会を1月に開催する。①の立候補者とくじ引きにより選出された候補者、および新1年生の立候補者の方々に集まっていただき、次年度の本部役員を決定する。なお、役員決めを進める際には、①での立候補者を第一優先とする。」
- 令和元年度 鶴二中PTA会長

⑱令和4年3月

- ・1. 名称に事務所の所在地を追記
- ・2. 会員の(1)保護者の定義を変更
- ・4. 組織および役割(1)組織の組織図に副校長と担当教員を追記
- ・13. 個人情報取り扱いについてを追記

令和3年度 鶴二中PTA会長

⑳令和7年3月

- ・1. 名称に「本会」の定義を追加。「この会」と「本会」を「本会」に統一して表記。
- ・3. 会員(1)「児童」を「生徒」に訂正。保護者の定義を改定。
- ・3. 会員(2)を会費の納入義務廃止に伴い削除。
- ・3. 会員に(2)教員の役割(3)入会の定義および(4)退会の定義を追記。
- ・4. 組織および役割(1)組織の組織図を以下の理由により削除。
組織図を改正し、規約前頁に移動。「研修部長(1名)」「研修部」を削除。「広報副部長(1名)」「本部役員補佐役」を追記。(2)役割を他項目へ統合。
- ・「4. 会計」とし、6. 会計の「会費」を「協力金」に変更し改定。
- ・5. 活動(1)本部会を(2)、(2)合同委員会を(1)に改正。以下、入れ替えて表記。
- ・5. 活動(1)合同委員会
 - ①および②に詳細を追記し改正。③合同委員会の成立と議決の定義を追記。
- 「③合同委員」を「(3)クラス委員」に訂正。「研修部」を削除し、「本部役員補佐役」の定義を追加。更に「工、卒業準備委員会」を「(4)卒業準備委員会」に変更し、全文を改正。
- ・5. 活動(2)本部会
 - ①本部会の構成とし、「各部長」を「校外生活部長」「広報部長」「広報副部長」に改定し、人数を追記。②に詳細を追記し改正。③④を4. 組織および役割(2)役割から統合。
- ・5. 活動「(3)学年親睦会」を「(5)学年親睦会」に改正し、「卒業準備委員」を追加。
- ・5. 活動(4)「おやじの会の活動に協力する。(休止中)」を削除。
- ・6. 会計の前項移動につき、以降の各項目の番号を改正。
- ・8. 慶弔費について「会員」を「保護者(または、これに代わるもの)」に改正。
- ・9. 他校周年行事お祝い金についてをお祝い金廃止につき削除。
- ・12. 印刷費について
「白黒10円/枚」を「白黒20円/枚」、「カラー30円/枚」を「カラー50円/枚」に改正。
- ・「本部役員・クラス委員の選出」を「本部役員・クラス委員・卒業準備委員の選出に関する細則」とし、後掲する。全文を改正。

令和6年度 鶴二中PTA会長

㉑令和8年3月

- ・3(2)合同委員会廃止により「各専門部会」の削除
- ・4(6)「監査の結果は新旧合同委員会の承認を得て、会員に報告する。」を「監査の結果は総会の承認を得て、会員に報告する。」に改定
- ・5.活動(1)「合同委員会」を全て「総会」に改定。
- ・5.活動(1)①「本部役員と教職員、クラス委員、卒業準備委員で構成する」を「PTA 会員で構成する」に改定。
- ・5.活動(1)③「合同委員の過半数の出席(委任状を含む)または表決書の提出をもって成立する」を「PTA 会員の過半数の出席(委任状を含む)または表決書の提出をもって成立する」に改定
- ・5.活動(1)④「全てに回答がない場合は、回答忘れとして全議案を会長に委任したものと取り扱う。」を追記
- ・5.活動(1)⑤「一部記載がないものについては反対とみなす。」を追記
- ・5.活動(1)⑥提出期日を過ぎても回答がない場合は、会長へ委任したものとし、取り纏める。」を追記

- ・5.活動(1)⑦「表決書及び委任状は PTA 会員のみが表決の対象とする。」を追記
- ・5.活動(3)クラス委員の廃止により全文削除。
- ・5.活動(2)②副会長 3 名から2名に変更し改定。
- ・5.活動(2)②校外生活部長1名から運動会/第二地区部長1名、運動会/第二地区副部長1名に変更し改定。
- ・5.活動(2)③「合同委員会にはかる」を「総会にはかる」へ改定。
- ・5.活動(2)⑥「各役員は定員以上選出も可能とする」を追記。
- ・5.活動(2)⑦「定員に満たない場合、本部役員内で補助する」を追記。
- ・5.活動(3)クラス委員の廃止により全文削除。
- ・5.活動(4)卒業準備委員会の項目を「(3)卒業準備委員会」へ改定。
- ・5.活動(5)学年親睦会の項目を「(4)学年親睦会」へ改定。
- ・5.活動(5)クラス委員の廃止により「クラス委員」の削除。合同委員会より総会への改定の為、卒業準備委員の削除
- ・6. 関係団体との連携(3)(2026 年度より鶴川中央小)を追加。
2026年度より鶴川三小と鶴川四小合併の為新名称を追加。
- ・7.慶弔費について クラス委員の廃止により「クラス委員」を削除
- ・細則「本部役員・クラス委員・卒業準備委員選出に関する細則」を「本部役員・卒業準備委員選出に関する細則」に名称を改定。
- ・細則第2条「(クラス委員・卒業準備委員の選出方法)」をクラス委員の廃止により「(卒業準備委員の選出方法)」へ改定。
- ・細則第 2 条①クラス委員の廃止により「クラス委員 2 名」を削除。
- ・細則第 2 条①「新年度最初の保護者会」を「総会」に改定
- ・細則第 2 条①会員を「会員(次年度 3 年生保護者)」に改定
- ・細則第 2 条①「卒業準備委員 1 名をクラスごとに選出する」を「卒業準備委員 4 名(最高 7 名まで)選出する」に改定
- ・細則第 2 条②全文削除し、「立候補者の人数が最低人数4名に満たない場合でも、立候補者のみで卒業準備委員会を成立することは可能とする」に改定
- ・細則第 2 条③「補充が必要な場合」を追加
- ・細則第3条②「クラス委員を経験した者は」を「クラス委員(令和7年まで)を経験した者は」と明記。
- ・細則第3条②「委員を担当した学年のクラス委員・卒業準備委員選出の抽選を免除する」をクラス委員の廃止により「委員を担当した学年の卒業準備委員選出の抽選を免除する」へ改定

令和 7 年度 鶴二中PTA会長

本部役員・卒業準備委員選出に関する細則

第1条(本部役員の選出方法)

- ①1、2年生会員を対象に、次年度本部役員の立候補を募る。
- ②立候補で決定しない場合は本部役員候補者選出会(抽選)を行い、各学年20名ずつ候補者を選出する。抽選における選出は1、2年生の会員で行い、3年生は対象外とする。
- ③次年度新1年生保護者には、新入生保護者説明会において立候補を募る。
- ④互選会を3学期に開催する。①の立候補者、②の候補者、③の立候補者を招集し、次年度本部役員を決定する。役員選出においては①の立候補者を第一優先とする。なお、立候補者がいない役職は②の候補者から抽選で選任する。抽選方法は本部会に委ねる。

第2条(卒業準備委員の選出方法)

- ①総会にて会員(3年生保護者)を対象に卒業準備委員4名(最高7名まで)を選出する。
- ②立候補者の人数が最低人数4名に満たない場合でも、立候補者のみで卒業準備委員会を成立することは可能とする
- ③立候補で決定しない場合や補充が必要な場合は抽選を行い選任する。

第3条(抽選免除)

- ①本部役員を経験した者は、本人が希望しない限り本部役員・卒業準備委員選出の抽選を永久免除とする。
- ②クラス委員(令和7年度まで)を経験した者は、委員を担当した学年の卒業準備委員選出の抽選を免除する。ただし、本部役員選出においてはこの限りではない。

個人情報取り扱いに関する細則

第1条(責務)

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本細則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第2条(個人情報の定義)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第3条(管理者)

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条(取扱者)

本会における個人情報の取扱者は役員会および委員会とする。

第5条(守秘義務)

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条(個人情報の取得)

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動を行うために、以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)
2. 会員の子どもの氏名・クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

第7条(個人情報の利用目的)

取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

1. PTAの活動における連絡および名簿の作成
2. 広報誌の作成などにおける写真等
3. 関係機関および関係団体からの依頼
4. 役員選出
5. PTA活動の諸連絡

第8条(管理および保管)

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理し保管する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条(第三者提供の制限)

個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第10条(情報の開示等)

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に従ってこれに応じる。

第11条(情報漏えい対策)

個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第12条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

附 則

本細則の改正は、合同委員会にて決定する。

本細則は、令和4年4月1日より実施する。